

区内介護施設及び介護事業所内発生の新型コロナウイルス感染について

1 陽性者発生時の区への報告手順

介護サービスの利用者が板橋区の被保険者である場合や、事業所または施設所在地が板橋区内の場合で、感染症が発生したとき、介護施設は事故報告を区に提出することとしている。

(1) 新型コロナウイルス感染事故に際する事故報告の手順

- ① 利用者又は介護事業所職員がPCR検査を受検した段階で介護保険課へ連絡する。
- ② 判明次第、検査結果を介護保険課へ報告する。またこの際、陽性者が確認された場合は、板橋区保健所にもあわせて報告する。
- ③ 陽性者が発生した場合は随時「今後のPCR検査予定・結果、事業所の休止、新たな陽性者発生状況」などを介護保険課へ報告する。なお、書面による事故報告は、施設内の感染拡大収束後に、介護保険課へ提出することとしている。

2 区及び事業所等の再発予防の取組

介護事業所を対象とした感染拡大及び再発防止の取組みは以下のとおりである。

(1) 感染防止物品の配布

クラスターが発生した事業所等から要望があった場合、マスク・手袋・ゴーグル・エプロンなどの感染防止物品を配付している。

(2) 感染症対策専門家の派遣

クラスターが発生した事業所や、陽性者が確認された事業所に対しては、施設の要望に基づき、感染症対策の専門家を派遣し、事業所における感染予防・再発予防の実施に向けた助言を行っている。

(3) 感染予防研修会の実施

感染者が発生した入所系施設で、感染疑い者の対応をする可能性がある従事者に対する感染予防の研修会を開催している。

(4) 感染拡大対応事例の共有化

特別養護老人ホームの施設長会や、感染症専門家の介護施設派遣に際し、クラスターが実際発生した施設での対応事例について情報提供している。

また今後、介護保険事業者を対象に定期的に実施している集団指導において、事故報告の事例紹介等、介護保険課で把握している最新の情報を介護事業者へ提供していく予定である。